

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

日田市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第3章1～3に掲げるとおりである。

2 市緊急対処事態対策本部

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、日田市緊急対処事態対策本部の設置については武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

3 緊急対処事態保護措置の実施

(国民保護法第172条 国、地方公共団体等の責務)

(国民保護法第173条 国民の協力等)

(国民保護法第175条 国民の権利利益の迅速な救済)

(国民保護法第178条 祖町村の実施する緊急対処保護措置)

(国民保護法第180条 安全の確保)

(国民保護法第181条 緊急対処事態対策本部の所掌事務等)

(国民保護法第183条 準用)

(1) 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

市は、緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(2) 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

市は、緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。